

山口労発基 0917 第 2 号  
令和 2 年 9 月 17 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会  
会 長 殿

山口労働局長

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣  
が定める者に係る具体的事項について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 134 号。）による改正後の石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示され、令和 5 年 10 月 1 日から施行されることとなっています。

今般、告示第 3 条の規定に基づき、分析調査講習の実施に関し必要な事項を定め、別添のとおり都道府県労働局長あて通知されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員の皆様方に、別添通知の内容を周知いただきたく、御協力を賜りますようお願い申し上げます。